

○ 個人情報の本人収集原則の適用除外事項

(岐阜県個人情報保護条例第6条第3項第7号)

○ 類型化事項

・ 現行の2類型を次のとおり変更することは適当と認めます。

【変更前】

類 型	本人以外から収集する理由
<p>資格要件の確認、権利関係の把握、対象者の選出等を行うに当たって、個人情報を他の実施機関、<u>実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体</u>から収集するとき。</p>	<p>これらの事務に係る個人情報を他の実施機関、<u>実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体</u>から収集することにより、情報の客観性・正確性を確保し、事務を適正に実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができるため。</p>
<p>事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを他の実施機関、<u>実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体</u>その他公共的な団体から収集するとき。</p>	<p>県の機関又は他の行政機関等が実施した事業の参加者等に対して、実施機関が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周知という公益に資するものであるため。</p>

【変更後】

類 型	本人以外から収集する理由
<p>資格要件の確認、権利関係の把握、対象者の選出等を行うに当たって、個人情報を他の実施機関、<u>国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人</u>から収集するとき。</p>	<p>これらの事務に係る個人情報を他の実施機関<u>又は他の行政機関等</u>から収集することにより、情報の客観性・正確性を確保し、事務を適正に実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができるため。</p>
<p>事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを他の実施機関、<u>国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人</u>その他公共的な団体から収集するとき。</p>	<p>県の機関又は他の行政機関等が実施した事業の参加者等に対して、実施機関が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周知という公益に資するものであるため。</p>

○ 個人情報取扱事務登録簿への登録の適用除外事項

(岐阜県個人情報保護条例第12条第3項第3号)

○ 類型化事項

- ・ 現行の1類型を次のとおり変更することは適当と認めます。

【変更前】

類 型	登録を除外する理由
県、国又は他の地方公共団体（以下「県等」という。）の職員又は職員であった者に係る職務の遂行に関する個人情報を取り扱う事務	事務の内容は県等の職員がそれぞれの機関において知り得るものであるので、当該事務に係る当該職員の個人情報の取扱いについても職員本人が知り得るものであることから、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。

【変更後】

類 型	登録を除外する理由
県、国、 <u>独立行政法人等</u> 、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「県等」という。）の職員又は職員であった者に係る職務の遂行に関する個人情報を取り扱う事務	事務の内容は県等の職員がそれぞれの機関において知り得るものであるので、当該事務に係る当該職員の個人情報の取扱いについても職員本人が知り得るものであることから、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。